

会員支援に関する施行細則

公益社団法人 日本オリエンティング協会
地域活性化委員会

(目的)

第1条 この施行細則は、財政的、人的、その他の支援を行うことを定めた「会員支援に関する規程（以下「規程」という）」について、その具体的な運用、補足を行うために必要な事項を定める。

(支援の申請と回答)

第2条 支援を必要とする都道府県オリエンティング協会会員（以下「会員」という）は、公益社団法人日本オリエンティング協会（以下「JOA」という）に、規程第2条に沿って以下の手順で申請を行い、JOAは回答を行う。

- (1) JOAは年度当初に、前年度承認した、支援を必要とする会員（以下「支援必要会員」という）に対して、当年度の支援金額を算出する根拠を沿えて、支援申請の受付開始の案内を行う。
 - (2) 支援を希望する会員は、規程第2条第2項第1号に従い、当年度の6月末までにJOAへ提出する。支援申請書には、当該会員の「前年度収支決算書」「前年度事業報告書」「当年度収支予算書」「当年度事業計画書」が添付されることが望ましい。
 - (3) 地域活性化委員会は、支援申請書の内容を審議し、支援必要会員として承認の可否を決定する。申請を棄却する場合は、その決定をする前に、当該会員および当該会員所属のブロック理事から意見を聞くものとする。もし書類に不備がある場合は、不備を修正した上で再申請するよう当該会員に通知する。
 - (4) JOAは、決定した結果を、当該会員に対し支援金の決定額を沿えて、当年度の7月末までに「回答書」にて通知する。
 - (5) 「回答書」の内容に疑義がある会員は、JOAに問い合わせることができる。また支援金の決定額に対して、追加で支援を希望する支援必要会員は、様式2「追加支援申請書」に必要事項を記入し、JOAに提出することができる。いずれも当年度の8月末までとする。
 - (6) 地域活性化委員会は、前号の疑義の内容について、または追加支援申請書の内容について、会員の状況を精査し、人的支援なども含めて検討し、その結果を当該会員に対し「回答書」として、当年度11月末までに通知する。
 - (7) 支援必要会員は、規程第2条第2項第5号に従い、年会費を指定された期日までに納入するものとする。
- 2 支援を希望する会員で、手続きが指定された期日までに間に合わない場合は、事前にJOA事務局に連絡をすることで、期限に猶予期間を求めることができる。

(支援金の収集)

第3条 支援金の収集は、規程第3条に沿って行う（以下、収集された支援金を「支援金原資」という）。

- 2 JOAの主催大会または公認大会は、参加費に対して支援金を上乗せして収集を行う（以下、上乗せして収集された支援金を「上乗せ金」という）。このことは公認大会開催の条件とする。
- 3 主催者が、JOAに公認大会の申請をする場合は、公認申請書に参加費とは別に上乗せ金の金額が分かるように記入しなければならない。
- 4 会員が、公認大会以外の大会主催者または主管者に上乗せ金を依頼することができる。その場合は、公認大会の上乗せ金と同額を原則とするが、強制ではなく努力目標とする。
- 5 前項で上乗せ金に協力する大会主催者または主管者は、要項などに支援金を含むことを明記することが求められる。
- 6 上乗せ金の金額は別途定める（別表1）。

(支援金の分配)

第4条 支援金の分配は、規程第4条に沿って行う。

- 2 支援必要会員に対して規程第4条第1項第1号に沿って支援金原資を分配する。ただし競技者登録者数（年齢19歳以上）には、日本学生オリエンティング連盟を経由した登録者数は含まないものとする。
- 3 規程第4条第1項第3号で分配される特別支援金は、年間10万円で最大3回する。
- 4 規程第4条第1項第1号、第2号および第3号で分配される支援金および特別支援金の合計額は、上限を年間10万円とする。
- 5 支援必要会員が、第3条第4項に沿って上乗せ金を依頼した場合は、その大会で収集された上乗せ金は、依頼した支援必要会員にすべて支援される。
- 6 当該年度にJOAの会員ではないが、支援を必要とする団体（以下「支援必要団体」という）として地域活性化委員会に認められた団体が、第3条第2項または第4項に沿って公認大会または上乗せ金に協力する大会を主催または主管した場合、その大会で収集された上乗せ金は、主催または主管した支援必要団体にすべて支援される。

(その他の支援)

第5条 その他の支援は、規程第5条に沿って行う。

- 2 「競技者登録に関する施行細則」で定められた競技者登録の登録料から、支援の必要の有無にかかわらず、会員に支援を行う。支援する金額は別途定める（別表2）。

(改廃)

第6条 この施行細則は、地域活性化委員会が改廃する。

(附則)

- 1 この施行細則は、令和6年2月11日に制定、令和6年4月1日に施行する。
- 2 この施行細則の制定をもって「会員支援に関するガイドライン」を廃止する。
- 3 この施行細則は、令和6年5月18日改訂し、施行する。
- 4 この施行細則は、令和7年2月24日改訂し、施行する。

別表 1

主催大会または公認大会の上乗せ金の金額について

JOA の主催大会または公認大会の上乗せ金額は以下のようにする。

ロングディスタンス/リレー	1,000 円
ミドルディスタンス/スプリント	500 円

- * 上乗せ金は一般社会人を対象とし、大学生以下は上乗せ金を不要とする。
- * B、N、グループクラスなど、公認の対象外クラスは上乗せ金を不要とする。

別表 2

競技者登録の登録料からの支援について

「競技者登録に関する規則」4 項に基づき定められた競技者登録の登録料から以下のように支援を行う。

年間登録	登録料	会員支援額
19 歳以上	5,000 円	2,000 円
19 歳以上 (学生*)	1,000 円	500 円
16~18 歳	500 円	250 円
15 歳以下	0 円	0 円

- * 学生とは、大学生、大学院生、高等専門学校生およびそれに準ずる者をいう。学連の加盟者は登録料を免除する。ただし会員支援額も 0 円とする。